

《消防署からのお知らせ》

「夏季特別警戒旬間」

《 8月1日～8月10日 》

おもちゃ花火による事故や海や川などにおける水の事故に注意！

☆おもちゃ花火による事故防止

- ◎風の強い日には花火をしない。
- ◎花火をほぐしたり、束ねて点火しない。
- ◎水の入ったバケツを準備し、後始末をきちんとする。
- ◎子供だけで花火をさせない。

☆水難事故防止

- ◎子供だけで水遊びをさせない。
- ◎危険な場所には近づかないようにさせる。
- ◎危険な場所で遊んでいたら注意する。



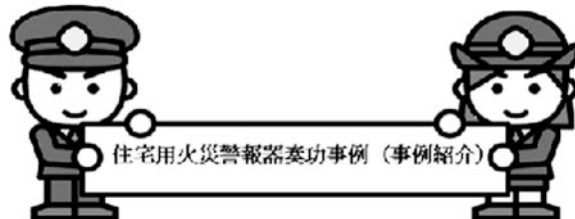
「火災予防条例の一部改正について」

平成25年8月に京都府福知山花火大会の露店で火災が発生し大惨事となりました。

このことを踏まえ、各種お祭りや花火大会等、屋外の催しでの安全を確保するため火災予防条例が改正され、平成26年8月1日から施行されます。

出店する露店等で火気器具等（コンロ、調理器具、発電機など）を使用する場合は、消火器の準備が必要となり、併せて管轄する消防署へ届出することが必要となる場合があります。

◎取り付け終わりましたか？『住宅用火災警報器』



- ◎ コンロでてんぷら油を加熱中、その場を離れたところ、てんぷら油に火が入り隣の寝室に設置している「住宅用火災警報器」が鳴動し、火災の被害を最小限に抑えることができた。
- ◎ 布団の上でたばこを吸ったまま寝てしまったため、布団から煙があがり、「住宅用火災警報器」が作動し、警報音で目が覚めて119番通報をした。
- ◎ 反射式ストーブに点火し部屋を離れたが、「住宅用火災警報器」の警報音が聞こえたため確認したところ、ストーブの異常燃焼で煙が充満していたが火事には至らなかった。
- ◎ 寝室のコンセントから出火し発煙したが、「住宅用火災警報器」が鳴動し初期消火を実施、火災の被害を最小限に抑えることができた。

皆さんのお宅では、すでに住宅用火災警報器を設置されてますか？

火災から身を守るためにも、まだ設置されていないお宅は、早急に設置しましょう。

お問い合わせ

東通消防署（予防係）

27-2199